

に忘り需要家に迷惑を蒙らしむる等のことあるが如く見えます。而して一方遊説隊を派出し或は金員の寄附を強要し強て争議に卷込まんとする者もあります。斯の如きは唯に營業の妨害となるのみならず 實に公共事業従業員たる者の本來の使命に背くものと云はねばなりません。故に争議團に加入したる者は此際速かに之を解散脱退して志業を中止し能率の増進を圖り以て各位本來の使命に立戻る様希望する次第であります。若しも然らずして此の様な状態が數日間繼續するが如き場合には會社は一般需要家の不安を除く去する爲め已むを得ず断然たる手段に出でねばならぬ様なことに立至るやも圖り難く此點甚だ遺憾と存するにより茲に再び會社の意思の存する所を述べて争議團員の反省を促し且つ一般各位の冷靜なる態度を以て同僚の輕舉を中止せしむる様努力せられんことを望みます。

昭和四年六月十一日

社長 若尾璋八



勞秘第一〇〇四號

和四年六月十四日

警視總監 宮田光雄

内務大臣 葉月圭介殿
 社會局長 官殿
 各廳府縣長 官殿

〔京都大阪神奈川兵庫愛知
 静岡福岡新潟鴻巣千葉茨城
 長野群馬馬場玉山梨栃木〕

565

東電従業員組合 待遇改善要求運動ニ關スル件

(第八報)

要旨……
 一、會社ノ第二回聲明ニ對シ争議團側ハ威嚇的切迫ニナリト爲シ各支部膠場ニ指令ヲ發シ之ニ備フル所アリタルカ之レカ爲稍々氣勢ヲ煽リタルノ感アリ
 二、神田第三集合所ヲ十三日ヨリ第一本部トシ各部委員ヲ選任地区ヲ定メテ統制スルコト、シ直ニ活動ニ移レルカ十三日午後團員二十名早稲倉營業所ニ至リ示